

## 積立定期預金規定

### 1. (預金の預入れ等)

- (1) この預金は、通帳記載の満期日の1か月前までは自由に預入れができます。
- (2) この預金の預入れは当店のほか当行国内本支店のどこの店舗でも預入れることができます。
- (3) この預金の預入れのときは必ずこの通帳を持参してください。ただし、口座振替の方法により預入れもできます。  
この場合は、振替の月・日、振替金額、振替口座等は当行所定の書面によるものとします。
- (4) 口座振替による預入れの場合は、振替払出口座、振替日、振替金額、振替方法等は、別に提出された振替預入依頼書に記載のとおりとします。ただし、振替払出口座が当座又は総合口座の場合で、口座振替に際し貸越金が発生又は増加するときは、通知することなくその月の口座振替を行いません。
- (5) 口座振替にかかる振替払出口座、振替日、振替金額等を変更する場合ならびにこの口座振替を中止する場合には、あらかじめ書面によって当店に届出てください。

### 2. (証券類の受入れ)

- (1) 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。
- (2) 受入れた証券類が不渡りとなったときは預金になりません。不渡りとなった証券類は、この通帳の当該受入れの記載を取消したうえ、当店で返却します。

### 3. (自動積立定期預金の取扱)

- (1) この預金は当行所定の範囲内で目標日を指定することができます。なお、目標日を指定した場合、目標日の1か月前まで預入することができます。
- (2) この預金は、申出により、預入れまたは継続の都度、次の種類の定期預金を作成することにより預入れられるものとします。
  - A. 預入日（または継続日）の1年後の応当日から目標日までの期間が2年1か月以上の場合、および目標日を指定しない場合…期日指定定期預金
  - B. 預入日（または継続日）の1年後の応当日から目標日までの期間が2年を超え2年1か月未満の場合…自由金利型1年定期預金（M型）
  - C. 預入日（または継続日）の1年後の応当日から目標日までの期間が2年以下の場合…期日指定定期預金
  - D. 預入日（または継続日）の1年後の応当日が目標日を超える場合…期間に対応する自由金利型定期預金（M型）
- (3) 前記(2)による預金の継続の取扱いに際し、これらの継続日が同一となる定期預金についてはこれを合算した金額をもって1口の定期預金とします。

### 4. (預金の支払時期)

この預金は、満期日以後に利息とともに支払います。

### 5. (自動積立定期預金の利息)

- (1) この預金の利息は、次のとおり計算します。

#### ①預入金額ごとの預金が期日指定定期預金の場合

預入金額ごとにその預入日（継続したときはその継続日。以下同じとします。）から満期日の前日までの日数に応じて、預入日現在における当行所定の利率によって計算します。

利率は、当行所定の日に変更します。この場合、新利率は変更日以後に預入れられる金額について、その預入日（すでに預入れられている金額については変更日以後最初に継続される日。以下同じとします。）から適用します。

#### ②預入金額ごとの預金が自由金利型定期預金（M型）の場合

預入金額ごとにその預入日から満期日の前日までの日数に応じ、預入日における当行所定の自由金利型定期預

金（M型）利率によって計算します。

利率は、当行所定の日に変更します。この場合、新利率は、変更日以後に預入れられる金額について、その預入日から適用します。

(2) この預金の目標日以後の利息は、目標日から解約日または書替継続日の前日までの日数について解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算します。

(3) この預金を後記7の(1)により満期日前に解約する場合および、後記14の(2)または(3)により解約する場合、その利息は、預入金額ごとに次のとおり計算し、この預金とともに支払います。

①預入金額ごとの預金が期日指定定期預金の場合

A 預入日（継続したときは最後の継続日。以下同じとします。）の6か月後の応当日の前日までに解約する場合には、預入日から解約日の前日までの日数および解約日における普通預金の利率によって計算します。

B 預入日の6か月後の応当日以後に解約する場合には、預入日から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率（小数点第3位以下は切捨てます。ただし、その利率が解約日における普通預金の利率より低い場合は、解約日における普通預金の利率を適用します。）によって計算します。

- |               |            |
|---------------|------------|
| a 6か月以上1年未満   | 2年以上利率×40% |
| b 1年以上1年6か月未満 | 2年以上利率×50% |
| c 1年6か月以上2年未満 | 2年以上利率×60% |
| d 2年以上2年6か月未満 | 2年以上利率×70% |
| e 2年6か月以上3年未満 | 2年以上利率×90% |

②預入金額ごとの預金が自由金利型定期預金（M型）の場合

A 預入日の6か月後の応当日の前日までに解約する場合には、預入日から解約日の前日までの日数および解約日における普通預金の利率によって計算します。

B 預入日の6か月後の応当日以後に解約する場合には、預入日から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率（小数点第3位以下は切捨てます。ただし、その利率が解約日における普通預金の利率より低い場合は、解約日における普通預金の利率を適用します。）によって計算します。

- a 6か月以上1年未満 上記(1)の②のこの預金の6か月もの利率×70%

(4) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

## 6.（一般積立定期預金の利息）

(1) この預金の利息は、預入期間ごとにその預入日から満期日の前日までの日数について、預入日現在におけるその期間に応じた当行所定の自由金利型定期預金（M型）利率によって計算します。ただし、契約期間が3年以上の場合には、満期日から遡って2年ごとに利息計算日を定め、その計算日において預入日または前回の利息計算日におけるその期間に応じた当行所定の自由金利型定期預金（M型）利率によって利息を計算のうえ元金に組入れます。利率は、当行所定の日に変更します。この場合、新利率は、変更日以後に預入れられる金額についてはその預入日（すでに預入れられている金額については変更日以後の利息計算日）から適用します。

(2) この預金の満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数について解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算します。

(3) この預金を後記7の(1)により満期日前に解約する場合および、後記14の(2)または(3)により解約する場合には、その利息は預入金額ごとに次のとおり計算し、この預金とともに支払います。

①預入日（利息を元金に組入れたときは最後の利息計算日。以下同じとします。）の6か月後の応当日の前日までに解約する場合には、預入日から解約日の前日までの日数および解約日における普通預金の利率によって計算します。

②預入日の6か月後の応当日以後に解約する場合には、預入日から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率（小数点第3位以下は切捨てます。ただし、その利率が解約日における普通預金の利率より低い場合は、解約日における普通預金の利率を適用します。）によって計算します。

A 6か月以上1年未満

前記(1)のこの預金の6か月もの利率×70%

B 1年以上2年未満

前記(1)のこの預金の1年もの利率×70%

C 2年以上3年未満

前記(1)のこの預金の2年もの利率×70%

(1) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割りで計算します。

#### 7. (預金の解約、書替継続)

(1) この預金は、当行がやむを得ないと認める場合を除き、満期日前に解約することはできません。

(2) この預金を解約または書替継続するときは、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳とともに提出してください。

(3) 前記(2)の手続きに加え、この預金の払戻しを受けることについて正当な権限を有することを確認するための本人確認書類の提示等の手続きを求めることがあります。この場合、当行が必要と認めるときは、この確認ができるまでは払戻しを行いません。

(4) この預金口座の残高の一部に相当する金額の払戻請求があったときは、解約元金が払戻請求書記載の金額に達するまで、この預金を1口毎に順次解約致します。解約する順序は特に指定のない限り、解約日においてすでに満期日が到来しているものを優先し、かつ、預入日（継続したときはその継続日）から解約日までの日数の多いものからとします。

#### 8. (「総合口座取引」としての使用)

(1) この預金は、別途の書面による申出により、総合口座取引のうち、定期預金の取引に使用することができるものとします。この場合、この通帳は「総合口座定期預金・担保明細帳」（以下「明細帳」といいます。）となります。

(2) 総合口座取引のうち、普通預金および「明細帳」記載の定期預金を担保とする当座貸越の取引は、総合口座通帳に記載します。

#### 9. (届出事項の変更、通帳の再発行等)

(1) この通帳や印章を失ったとき、または印章、名称、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって当店に届出てください。この届出が遅れていたこと、または行われなかったことに起因して生じた損害について、当行は故意または過失（消費者でないお客様に対しては重過失に限ります）がある場合を除き賠償責任を負いません。

(2) この通帳を失った場合の通帳の再発行もしくは元利金の支払い、または印章を失った場合の元利金の支払いは、当行所定の手続をした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。

#### 10. (成年後見人等の届出)

(1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によって当店に届出てください。

また、預金者の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様に書面によって当店に届出てください。

(2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされた場合には、直ちに任意後見人の氏名その他必要な事項を書面によって当店に届出てください。

- (3)すでに、補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がされている場合にも、前記(1)および(2)と同様に書面によって当店に届出てください。
- (4)前記(1)から(3)までの届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様に書面によって当店に届出てください。
- (5)前記(1)から(4)までの届出前に生じた損害については、当行は故意または過失がある場合を除き賠償責任を負いません。

#### 11. (印鑑照合)

払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害について、当行は故意または過失（消費者でないお客様に対しては重過失に限ります）がある場合を除き賠償責任を負いません。

#### 12. (譲渡、質入れの禁止)

- (1)この預金および通帳は、譲渡または質入れすることはできません。
- (2)当行がやむをえないものと認めて質入れを承諾する場合には、当行所定の書式により行います。

#### 13. (反社会的勢力との取引拒絶)

この預金口座は、後記14の(3)の①、②のAからGおよび③のAからEのいずれにも該当しない場合に利用することができ、後記14の(3)の①、②のAからGまたは③のAからEの一にでも該当する場合には、当行はこの預金口座の開設をお断りするものとします。

#### 14. (解約等)

- (1)この預金口座を解約する場合には、届出の印章とこの通帳を持参のうえ、当行国内本支店に申出てください。ただし、本店以外で解約する場合は、当行所定の条件を満たす場合に限りです。
- (2)次の各号の一にでも該当した場合には、当行はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当行が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。

①この預金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合または預金名義人の意思によらずに開設されたことが明らかになった場合

②この預金の預金者が前記12の(1)に違反した場合

③この預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合

- (3)前記(2)のほか、次の各号の一にでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、当行はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約できるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当行が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。

預金者

①預金者が口座開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合

②預金者が、次のいずれかに該当したことが判明した場合

- A. 暴力団
- B. 暴力団員
- C. 暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者
- D. 暴力団準構成員
- E. 暴力団関係企業
- F. 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等
- G. その他前各号に準ずる者

③預金者が、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為をした場合

- A. 暴力的な要求行為
- B. 法的な責任を超えた不当な要求行為
- C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
- D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為
- E. その他前各号に準ずる行為

(4)前記(2)または(3)により、この預金口座が解約され残高がある場合、または、この預金取引が停止されその解除を求める場合には、通帳（証書）を持参のうえ、当行所定の書式に届出の印章により記名押印して当行に申出てください。この場合、当行は相当の期間をおき、必要な書類等の提出または保証人を求めることがあります。

#### 15.（保険事故発生時における預金者からの相殺）

(1)この預金は、満期日が未到来であっても、当行に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、当行に対する借入金等の債務と相殺する場合に限り当該相殺額について期限が到来したのものとして、相殺することができます。なお、この預金に、預金者の当行に対する債務を担保するため、もしくは第三者の当行に対する債務で預金者が保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。

(2)前記(1)により相殺する場合には、次の手続きによるものとします。

①相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充當の順序方法を指定のうえ、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳とともに直ちに当行に提出してください。ただし、この預金で担保される債務がある場合には、当該債務または当該債務が第三者の当行に対する債務である場合には預金者の保証債務から相殺されるものとします。

②前記①の充當の指定のない場合には、当行の指定する順序方法により充當いたします。

③前記①による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当行は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。

(3)前記(1)により相殺する場合の利息等については、次のとおりとします。

①この預金の利息の計算については、その期間を相殺通知が当行に到着した日の前日までとして、利率は約定利率を適用するものとします。

②借入金等の債務の利息、割引料、延滞損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当行に到着した日までとして、利率、料率は当行の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の取扱いについては当行の定めによるものとします。

(4)前記(1)により相殺する場合の外国為替相場については当行の計算実行時の相場を適用するものとします。

(5)前記(1)により相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続きについて別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当行の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

#### 16.（規定の変更）

(1)この規定及び各積立定期預金規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、変更内容を記載した店頭ポスター掲示または当行ホームページへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。

(2)前記(1)の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以 上

2021年5月1日現在